平成18年3月31日現在

食育基本法についての10のQ&A

1．食育基本法の目的は何ですか？

食育基本法は、平成17年6月10日に第162回国会で成立し、同年7月15日に施行されました。

この法律の目的は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、食育を総合的かつ計画的に推進することにあります。

2. そもそも「食育」って何ですか？

食育基本法の中では、「食育」を次のように説明しています。

① 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの

② 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

３．なぜ法律が作られたの？

食育基本法の中では、この法律が作られた背景を具体的に説明しています。主なものを挙げると次のとおりです。

① 「食」を大切にする心の欠如
② 栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加
③ 肥満や生活習慣病（糖尿病など）の増加
④ 過度の痩身志向
⑤ 「食」の安全上の問題の発生
⑥ 「食」の海外への依存
⑦ 伝統ある食文化の喪失

このような状況は、私たち個人の問題というだけでなく、わが国の社会全体の問題として放置しておくわけにはいきませんね。

４．食育の推進体制はどうなるの？

食育を推進するに当たっては、多様な関係者が連携・協力しながら、まさに国民運動として取り組んでいくこととしています。

このため、食育基本法に基づき、内閣府に「食育推進会議」が設置され、17年10月19日に会議が開催されました。

「食育推進会議」は、食育推進基本計画を作成し、その実施を推進するとともに、食育の推進に関する重要な事項について審議します。

この会議は、内閣総理大臣を会長とし、委員25名で構成されます。

委員については、食育担当大臣のほか、関係閣僚及び食育の知識や経験を持っている方が総理から指定（閣僚）・任命（有識者）されました（別紙1）。

このほか、専門委員として、7名の方が総理から任命されました（別紙2）。

別紙1

食育推進会議構成員名簿

会長	小泉　純一郎	内閣総理大臣
委員	安倍　晋三	内閣官房長官
同	猪口　邦子	内閣府特命担当大臣（食育）
同	竹中　平蔵	総務大臣
同	杉浦　正健	法務大臣
同	麻生　太郎	外務大臣
同	谷垣　禎一	財務大臣
同	小坂　憲次	文部科学大臣
同	川崎　二郎	厚生労働大臣
同	中川　昭一	農林水産大臣
同	二階　俊博	経済産業大臣
同	北側　一雄	国土交通大臣
同	小池　百合子	環境大臣
同	松田　岩夫	内閣府特命担当大臣（食品安全）
同	市場　祥子	(社)全国学校栄養士協議会副会長
同	伊藤　一長	長崎市長
同	大蔵　浜恵	JA全国女性組織協議会会長
同	神田　敏子	全国消費者団体連絡会事務局長
同	佐々木孝治	日本チェーンストア協会会長
同	髙橋久仁子	群馬大学教育学部教授
同	中村　丁次	(社)日本栄養士会会長
同	服部　幸應	服部栄養専門学校校長
同	原　　楫	全国食生活改善推進員団体連絡協議会理事
同	福士　千恵子	読売新聞東京本社生活情報部次長
同	逸見　良昭	(社）日本PTA全国協議会副会長
同	渡邊　昌	(独)国立健康・栄養研究所理事長

別紙2

食育推進会議専門委員名簿

専門委員	亀田　康好	酪農教育ファーム推進委員会委員
同	砂田　登志子	食生活・健康ジャーナリスト
同	中村　美喜子	日本保育協会岩手県支部女性部長
同	松田　朗	(社)調理技術技能センター理事長
同	茂木　友三郎	(財)食品産業センター会長
同	横川　竟	(社)日本フードサービス協会会長
同	渡辺　俊行	埼玉県北足立郡伊奈町立小室小学校長

５．食育推進基本計画とは、どんなものなの？

食育推進基本計画は、食育推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために作成されるものであり、平成１８年３月３１日に開催された第２回食育推進会議において決定されました。（別紙３）

また、この基本計画には、食育推進に関する施策についての基本的な方針や食育推進の目標に関する事項などが盛り込まれました。（別紙４）

なお、この基本計画を作成するに当たっては、食育担当大臣を座長とし、会長（内閣総理大臣）が指名した委員及び専門委員で構成された食育推進基本計画検討会において、具体的な議論が行われました。（別紙５）

別紙3

平成18年3月31日

食育推進基本計画策定までのスケジュール

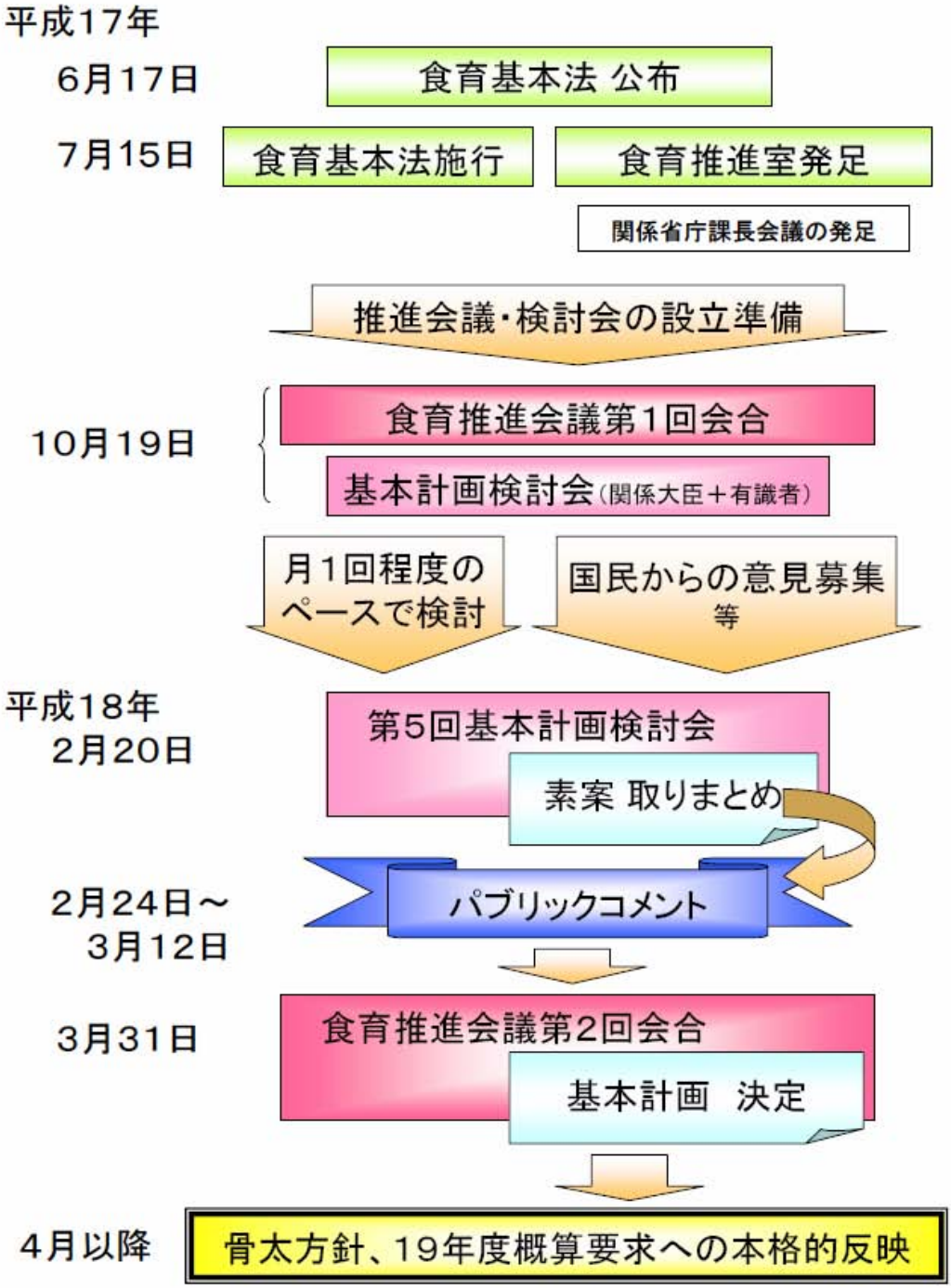

別紙4

食育推進基本計画のポイント

はじめに

○　計画期間は平成１８年度から２２年度までの５年間

第1　食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1. 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
2. 食に関する感謝の念と理解
3. 食育推進運動の展開
4. 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
5. 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
6. 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
7. 食品の安全性の確保等における食育の役割

第2　食育の推進に目標に関する事項

1. 食育に関心を持っている国民の割合(70%→90%)
2. 朝食を欠食する国民の割合(子ども4%→0%、20代男性30%→15%、その他)
3. 学校給食における地場産物を使用する割合(21%→30%)
4. 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合(60%)
5. 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合(80%)
6. 食育の推進に関わるボランティアの数(20%増)
7. 教育ファームの取組がなされている市町村の割合(42%→60%)
8. 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合(60%)
9. 推進計画を作成・実施している自治体の割合(都道府県100%、市町村50%)

第3　食育の総合的な促進に関する事項

1. 家庭における食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食生活の改善のための取組の推進
4. 食育推進運動の展開（食育月間（毎年6月）、食育の日（毎月19日））
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

第4　食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

○　都道府県等による推進計画の策定促進、基本計画の見直し等

別紙5

食育推進基本計画検討会構成員名簿

座長	猪口　邦子	内閣府特命担当大臣（食育）
委員	小坂　憲次	文部科学大臣
同	川崎　二郎	厚生労働大臣
同	中川　昭一	農林水産大臣
同	松田　岩夫	内閣府特命担当大臣（食品安全）
同	市場　祥子	(社)全国学校栄養士協議会副会長
同	伊藤　一長	長崎市長
同	大蔵　浜恵	JA全国女性組織協議会会長
同	神田　敏子	全国消費者団体連絡会事務局長
同	佐々木孝治	日本チェーンストア協会会長
同	髙橋　久仁子	群馬大学教育学部教授
同	中村　丁次	(社)日本栄養士会会長
同	服部　幸應	服部栄養専門学校校長
同	原　　楫	全国食生活改善推進員団体連絡協議会理事
同	福士　千恵子	読売新聞東京本社生活情報部次長
同	逸見　良昭	(社）日本PTA全国協議会副会長
同	渡邊　昌	(独)国立健康・栄養研究所理事長
専門委員	亀田　康好	酪農教育ファーム推進委員会委員
同	砂田　登志子	食生活・健康ジャーナリスト
同	中村　美喜子	日本保育協会岩手県支部女性部長
同	松田　朗	（社）調理技術技能センター理事長
同	茂木　友三郎	（財）食品産業センター会長
同	横川　竟	（社）日本フードサービス協会会長
同	渡辺　俊行	埼玉県北足立郡伊奈町立小室小学校長

６．地方公共団体における食育の推進体制はどうなるの？

都道府県や市町村が食育を推進するに当たっては、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、食育を推進していくことが求められています。

■都道府県及び市町村の食育推進会議■

地方公共団体は、その地域における食育推進計画を作成するとともに、その実施を推進するため、条例により食育推進会議を設置できることとなっています。

■都道府県及び市町村の食育推進計画■

地方公共団体は、内閣府に設置された食育推進会議が作成する食育推進基本計画を基本として、その地域における食育推進計画を作成することが求められています。

7. 私たちの「食」をめぐってどのような問題があるのですか？

私たちの食生活は、ライフスタイルの多様化などに伴って大きく変化してきました。

その中で、「食」を大切にする心や優れた食文化が失われつつあります。

また、栄養の偏り、不規則な食事、「食」に関する正しい知識を持たない人の増加といった様々な問題が生じており、健全な食生活を取り戻していくことが必要です。

８．栄養の偏りや不規則な食事などによる具体的な影響は何ですか？

私たちの食生活においては、例えば、次のような問題が指摘されています。

① 肥満の増加

年代別にみると、30～60歳代の男性の約3割に肥満がみられ、いずれの年齢層においてもその割合は増加しています。肥満は生活習慣病の原因の1つであり、その改善が必要です。

② 過度の痩身志向

20歳代の女性の約4人に1人がやせている状況です。過度のダイエットは拒食症の原因にもなりかねません。また、将来の骨粗しょう症の予防のためにも、その改善が必要です。

③ 生活習慣病の増加

糖尿病の人を含む「糖尿病が強く疑われる人」と、「糖尿病の可能性が否定できない人」との合計は、平成14年で1，620万人と見込まれ、その数は増加しています。

９．これまでの食育はどのように取り組まれてきたの？

これまでも、関係省庁がいろいろな食育の取組を進めてきました。

① 食品安全委員会では、食品の安全性についての情報提供や意見交換を行ってきました。

② 文部科学省では、学校給食の充実を図るとともに、栄養教諭制度を活用した指導体制の整備など、学校における食育の推進に取り組んできました。

③ 厚生労働省では、国民一人ひとりの健康づくりや生活習慣病の予防のため、栄養・食生活に関する取組を行ってきました。

④ 農林水産省では、健全な食生活を実現するため、農林漁業や食品産業についての正しい知識の普及や、食文化の継承などに取り組んできました。

また、地方公共団体や民間団体においても、自発的な取組が行われてきました。

10. 今後、どのような取組が行われるの？

食育基本法の中では、国民運動として食育を推進するため、次のような取組を示しています。

なお、より具体的な取組は、食育推進基本計画で示されています。

① 家庭における食育

保護者や子どもの食に対する関心と理解を深め、健全な食習慣の確立を図ります。

② 学校、保育所等における食育

学校、保育所等において、魅力ある食育を推進し、子どもの健全な食生活の実現と健全な心身の成長を図ります。

③ 地域における食生活の改善のための取組

地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防します。

④ 食育推進運動の展開

国民、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者などによる民間団体の自発的な食育活動の全国展開を図ります。

⑤　生産者と消費者との交流や農林漁業の活性化等

都市と農山漁村の共生・対流を進め、生産者と消費者との信頼関係を構築するとともに、環境と調和の取れた農山漁村の活性化を図ります。

⑥　食文化の継承のための活動への支援等

伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等、伝統ある優れた食文化の継承を図ります。

⑦　食品の安全性、食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

国民の適切な食生活の選択に資するよう、調査研究や情報提供を進めるとともに、食育に関する国際交流を推進します。

このような取組を通じて、私たち一人ひとりが、まさに自分や家族の問題として食生活を見つめ直し、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野における食育の活動に参加、協力することが期待されています。